資料5

議題5：ポツダム政令に基づき市町村に帰属された旧部落持ちの土地を地元地縁団体等へ無償譲渡する手続きについて

市名		各市の状況
1	名古屋市	本市の所管する土地が、ポツダム政令に基づき市長村に帰属された旧部落持ちの土地に該当するかについて把握しておりません。
2	豊橋市	豊橋市においては、ポツダム政令による所有権移転と確認出来ないため、当該案件はありません。 また、所有権移転が確認出来れば、稲沢市と同様地方自治法96条第1項第6号の規定に基づき用地の処理を行っていきます。 今後当該案件が多く発生する場合は、同条例の改正について関係各課と調整を行い、必要性の有無等を協議のうえの判断になると考えます。
3	岡崎市	ポツダム政令に基づき市に帰属された旧部落持ちの土地について、現状は無償譲渡の対象としておらず、また、今後対象とする予定もない。 認可地縁団体への無償譲渡については、岡崎市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第4条第4号の規定に基づき、市が寄附によって取得した普通財産である土地のみを対象としている。
4	一宮市	ポツダム政令に基づき市に帰属された旧部落持ちの土地に係る無償譲渡の取扱いにつきましては、「一宮市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に規定があります。条例の規定に基づき、対応しています。
5	瀬戸市	本市においては、議題となる案件が今までなかったこともありますが、譲渡の妥当性のチェックの必要性を含め、議会の議決を得る手続きは必要であると考えます。
6	半田市	半田市では市町村に帰属された旧部落持ちの土地がないため、地元地縁団体等への無償譲渡は行っておりません。
7	春日井市	該当なし
8	豊川市	豊川市条例の無償譲渡の条項にポツダム政令に関する要件が無いため、譲渡を実施するにあたっては議会の議決を得て譲渡する必要があると考えます。
9	津島市	当市では、これまでに今回議題案件のような事例はありません。 当市においては、今後も今回議題案件のような譲渡申請の提出が考えにくいこともあり、市条例「財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例」の変更も考えていませんが、今回議題案件のような譲渡申請の提出があれば、地方自治法及び条例に基づいて、議会の議決を得て事務手続きを進めていく予定であります。
10	碧南市	これまでは該当事例はありません。事案が発生した場合、今後多数の案件が見込まれる場合は条例改正を検討すると思いますが、少数であれば議会の議決を得ると思います。
11	刈谷市	本市の場合、過去に無償譲渡した案件がなく、現在も譲渡申請の提出はありません。条例の改正についても現在のところ予定しておりません。
12	豊田市	当市においては、過去ポツダム政令を理由として、市有地を無償譲渡した事例はありませんが、仮にこうした事案が発生した場合は、同様に条例に基づき、議会の議決を受けた上、譲渡することとなるものと思われます。
13	安城市	当市における旧部落持ちの土地を地元地縁団体に無償譲渡する場合は、条例改正等は行わずに議会の議決をもって対応することになります。実際に地縁団体に無償譲渡した案件は過去にありません。
14	西尾市	本市では、議題に示された案件を取り扱ったことはありません。 対応方法としては、稲沢市と同様な対応になると思います。（本市においても稲沢市と同様に、条例に無償譲渡に関する規定がありません。） ※ 新潟県刈羽村に条例の一部改正による対応実例あり。

市名		各市の状況
15	蒲郡市	○「蒲郡市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」（昭和３９年条例第５号)においては、ポツダム政令に基づき市町村に帰属された旧部落持ちの土地を地元地縁団体等へ無償譲渡する場合は該当しません。 ○蒲郡市で議題のような案件があった場合には、無償譲渡するためには議会の議決が必要となります。 ○有償での譲渡は現実的に難しいと思われますが、選択肢の一つとして考えておく必要もあるのではないかと思います。
16	犬山市	当市においても、「犬山市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例」において、当該譲渡要件が定められていない。当市において、当該事例について、過去における実績はないが、現状の対応方法としては、地方自治法に基づく議会の議決が必要となってくると思われる。 他市において、当該要件を条例に定めている事例があるので、今後の参考としていきたい。
17	常滑市	覚書により市名義に変更し、財産の維持、管理等は従来どおり字に委任しているが、使用権の廃止、または処分することが可能となった場合は、旧慣財産の払下げについて申請し、市議会の承認を得て財産の払下げをする。財産の払下げによる売却代金は、市が一時保管し、字の公共事業施行に当たり費用の必要を生じた時は一時保管金払出申請書を提出し、支出するものである。払下げにより分割、区画整理、その他の工事を要するとき、その費用、その他一切の手続は、字の負担により字の施行とする。「常滑市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」には謳われていない。
18	江南市	ポツダム政令に基づき帰属された旧部落持ちの土地について、把握をいたしておりません。 仮に、このような案件の土地を無償譲渡する場合は、江南市においても条例に定めがないことから、議会の議決を得ることになると思います。 また、現在までのところ、このような案件が発生していないことから、条例に該当案件を加えることについては、考えておりません。
19	小牧市	当市では、貴市のように市町村に帰属された旧部落持ちの土地を地元地縁団体等へ無償譲渡する手続きについては前例がありません。 なお、所有者が不明で、町内会名義の財産の帰属については、登記上の所有名義のみだけでなく、土地の沿革、管理の実態等も考慮し、部落有財産に該当せず、個人所有ないし、住民の共有にも当たらない場合には、当該市町村の財産として管理することとなると考えているため、土地所有者の調査、確認について時間と労力を非常に要すると考えています。
20	稲沢市	議題提案市
21	新城市	本市においては、ポツダム政令により帰属された旧部落持ちの土地を地元地縁団体等への無償譲渡を行った例が現在においてありません。 現在、本市が進めている市有財産の無償譲渡については、実際に地元において維持管理している地域集会施設等を議会の議決を経て譲渡しております。 また、本市には、一部財産区があり、旧部落持ちの土地は財産区財産として取り扱われることがほとんどです。
22	東海市	本議題に対し、本市の対応実績が見受けられないものの、対応としては以下の方法が考えられる。 １　東海市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例第３条第３号に該当すると見なされる場合 　条例により無償譲渡 （参考）公用または公共用に供する公有財産のうち寄付にかかるものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産をその寄付者またはその他の包括承継人に譲渡するとき。 ２　１とは見なされない場合 　地方自治法により議会の議決をもって無償譲渡 また、参考として、本議題に関する内容で平成２５年２月１５日付け総評相第３１号総務省行政評価局長発　総務省自治行政局長及び総務省民事局長宛に送られた「地縁団体名義への所有権移転登記手続の改善促進（あっせん）」の中において新潟県刈羽村の実例として第３条（普通財産の譲与又は減額譲渡）の規定を一部改正し、譲与することができるケースとして「ポツダム政令第２条第２項の規定により本村に帰属した財産のうち当該政令の施行前から引き続き集落等の団体が管理しているものを集落等の代表者又は当該集落等（認可地縁団体に限る。）に譲渡するとき。」との規定を設け、平成１７年４月から施行していることが上げられており、今後の取り扱いの中では参酌の余地があるものと考えられる。

市 名		各　市　の　状　況
23	大府市	当市では議題のような案件は、過去に事例として存在しない。ポツダム政令は、公定された内容を取り消す措置がとられない限り、その公定力を有するとされているため、土地は市へ帰属されたものとなる。このため、議題提案市と同じく、「財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例」を以て対応するものと考えられる。ただし、条例改正を要するため、法務担当者や理事者との事前調整を行う必要があり、今後の検討課題とする。
24	知多市	該当する案件は、不明です。
25	知立市	当市では旧部落持ちの土地について存在が確認ができておりません。しかしながら、類似の事例が発生した際には、当市においても「交換・譲渡・無償貸付等に関する条例」では定められていないため、貴市と同様の対応を検討させていただきます。
26	尾張旭市	これまで該当するような事例はありません。今後、該当するような事案があれば検討していく必要があると考えます。
27	高浜市	該当なし
28	岩倉市	岩倉市では議案のような案件は発生していないが、「岩倉市財産の交換、譲渡、無償貸し付け等に関する条例」には、ポツダム政令に関する譲渡の要件が定められていないため、議案のような案件が発生した場合には議会の議決が必要であると考える。
29	豊明市	条例に追加することなく、管理状況により個別で処理する。
30	日進市	「日進市財産の交換、譲与、無償貸け等に関する条例」には、市に帰属された旧部落持ちの土地に関する譲渡要件は規定されていませんので、提案市と同様に地方自治法第９６条第１項第６号により議会の議決を経て無償譲渡することが適当であると考えます。 なお、新潟県刈羽村では、同様な条例の一部を改正し、譲与することができるケースとして「ポツダム政令第２条第２項の規定により本村に帰属した財産のうち当該政令の施行前から引き続き集落等の団体が管理しているものを集落等の代表者又は当該集落等（認可地縁団体に限る。）に譲与するとき。」との規定を設けて平成１７年４月から施行していることから、当該要件に追加は可能ではないかとも考えます。 しかし、本市では、今までこのような事例がありませんので、提案市と同様、他市の状況及び考えを踏まえ、市としての対応を今後、検討していきたいと考えます。
31	田原市	田原市は現在、旧部落持ちの土地は全て認可地縁団体（地方自治法２６０条の２）名義となっているため、市条例の改正は考えていない。 今後、もし当該土地のケースが生じた場合は、地方自治法第９６条第１項第６号の規定に基づき、議会の議決を得て無償譲渡とする予定である。
32	愛西市	土地の所有者の実情が戦前より地元の所有権と確認され、維持管理もしている場合においては、「真正な登記名義の回復」から登記名義をつける団体のない場合については、関係地域において地縁団体等を設立し、その団体への無償譲渡として取り扱っている。
33	清須市	清須市において事例がありませんので、対応方法につては、会議で参考とさせていただきます。
34	北名古屋市	村持ちと言うことはその当時の自治が村にあり、市町村合併を繰り返し現在に至っていることから、市の所有と考えますが、本市では、村持ちの土地を市の土地として正式に登記しておらず、市の所有となっておりません。
35	弥富市	本市では、市条例「財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例」第３条第３号（※１）において、この譲渡要件（寄附者への無償譲渡）に該当すると考えている。 ※１　公用又は公共用に供する公有財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。
36	みよし市	現在のところ、当市においては事例がありません。
37	あま市	今のところ地元地縁団体等から譲渡申請がなされた事例はありません。あま市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例第３条において、普通財産の無償譲渡又は減額譲渡の要件が規定されていますが、地元地縁団体は地方公共団体その他公共団体に該当しないので、貴市と同じく無償譲渡はできない扱いとなっています。
38	長久手市	本市では該当する事案がありません。